

第25回社会保障審議会医療保険部会
(平成19年3月1日)

資料 2

高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度について

○ 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを設ける。(平成20年4月施行)

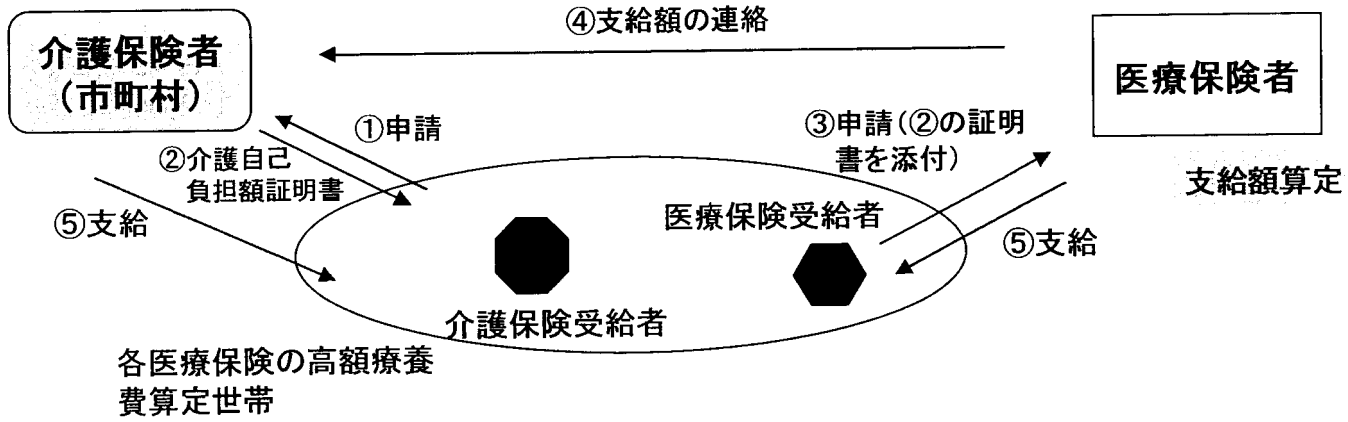
○ 制度の基本的枠組み

①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者医療制度)の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定する自己負担限度額を超える額を支給する。

②限度額 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定

後期高齢者医療制度	(一般所得者)	56万円
被用者保険又は国保	(70歳～74歳のみ・一般所得者)	62万円
	(70歳未満を含む・一般所得者)	67万円

③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担し合う。



限度額設定について

○ 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定。

		後期高齢者医療制度 ＋介護保険	被用者保険又は国保 ＋介護保険 (70歳～74歳のみ)	被用者保険又は国保 ＋介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円 (56万円の1.2倍)	67万円 (62万円の1.1倍)	126万円 (67万円の1.9倍)
一 般		<u>56万円</u>	62万円 (56万円の1.1倍)	67万円 (56万円の1.2倍)
低所得者	Ⅱ	31万円 (56万円の0.6倍)	31万円 (62万円の0.5倍)	34万円 (67万円の0.5倍)
	Ⅰ	19万円 (56万円の0.3倍)	19万円 (62万円の0.3倍)	

【 参 照 条 文 】

○ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄)〈平成二十年四月施行〉

(高額介護合算療養費)

第百十五条の二 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

○ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)(抄)〈平成二十年四月施行〉

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

第25回社会保障審議会医療保険部会
(平成19年3月1日)

資料 3

船員保険法の改正について

船員保険法の改正（概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。（雇用保険法等の一部を改正する法律案において一括改正）

見直しの背景

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 22 条
船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成 18 年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第 7 条の 2 第 1 項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成 22 年までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

法案の概要

1. 雇用保険制度の見直しに伴う改正

- (1) 雇用保険の国庫負担の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直しを行う。
- (2) 雇用保険の保険料率の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る保険料率の見直しを行う。
- (3) その他、育児休業給付金の支給額の引上げ等、雇用保険と同様の改正を行う。

2. 船員保険制度の見直しに伴う改正

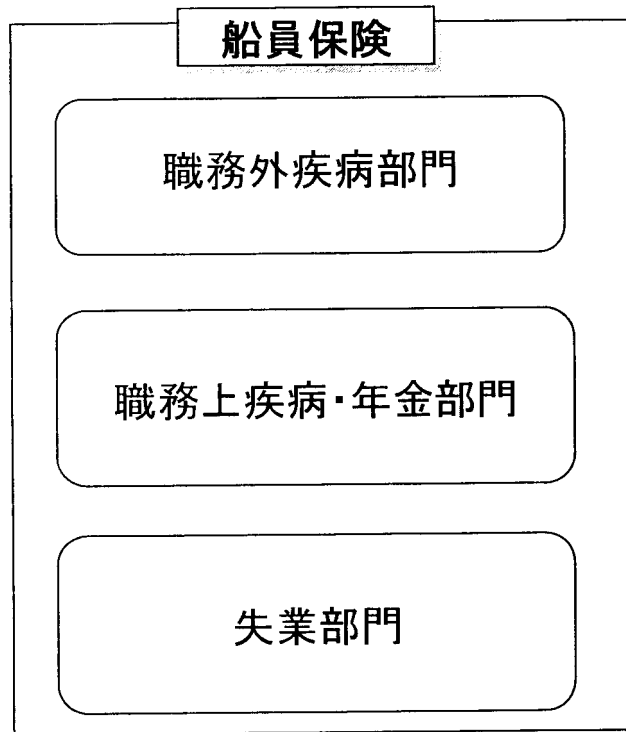
- (1) 雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率を引き下げる。
- (2) 船員保険の職務上年金・疾病部門のうち、労働者災害補償保険に相当する部分を、労働者災害補償保険制度に統合する。
- (3) 船員保険の失業部門を、雇用保険制度に統合する。
- (4) その他の部分は引き続き船員保険として実施することとし、その業務を全国健康保険協会に移管する。

3. 施行期日

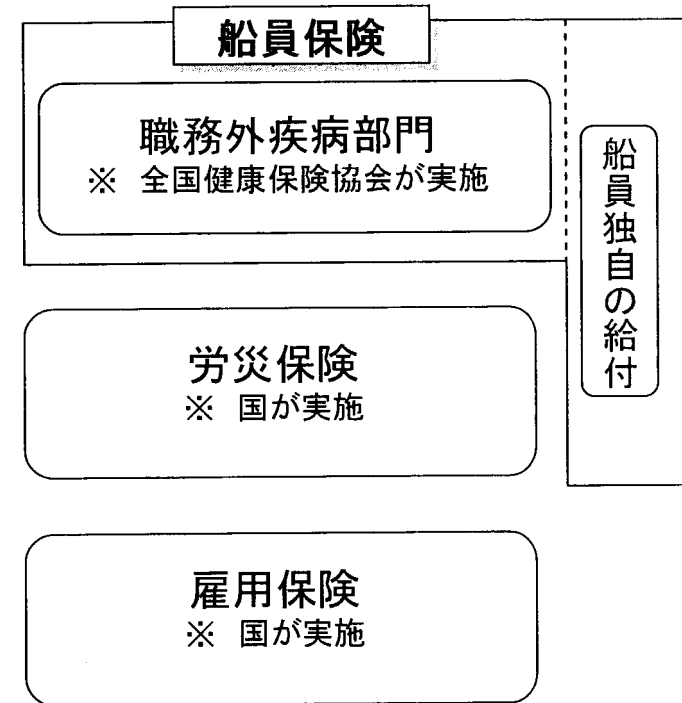
- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1 及び 2 の (1) について | 平成 19 年 4 月 1 日（一部 平成 19 年 10 月 1 日） |
| 2 ((1) を除く) について | 平成 22 年 4 月 1 日（一部 平成 20 年 10 月 1 日） |

船員保険制度の見直しについて

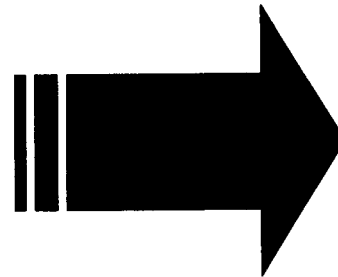
〔現行制度〕



〔見直し後〕



○労災保険・雇用保険と統合し、独自給付は職務外疾病部門と一体的に実施



○船員保険特別会計は廃止

※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正（失業等給付の見直し、国庫負担の見直し等）のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率（被保険者負担分に限る）の引下げを平成19年4月より実施予定。